

令和８年・第９回淡路市教育委員会	
日 時	令和８年８月１７日（月）午後１時３０分～午後３時２０分
場 所	淡路市役所本庁舎２号館大会議室４，５
出席者	教育長：角村光浩 教育委員：岸本伸明(職務代理)、丹野典子、久保雅一、川野りえ 教育部長：水名口博行 教育部長兼指導主事：山本 哲 教育部付部長（公民館、図書館担当）：奥田拓也 教育部次長兼教育総務課長：岡山正道 教育部次長兼社会教育課長：中村貴志 教育部次長兼東浦図書館長：嶋根健治 教育部次長兼津名図書館長：鳶巣仁美 教育部社会教育課特命参事（文化財担当）：稲家秀美 教育部スポーツ推進課長：伊郷勇一郎 教育部学校教育課長兼指導主事：橋ヶ迫健 教育部学校教育課付課長（給食センター施設長）：藤永泰生
１．開 会 岡山次長 ただ今から、令和８年第９回淡路市定例教育委員会を開催します。 なお、本日の会議は、全委員に出席していただいていますので、成立します。開会に当たり、角村教育長から挨拶を申し上げます。 ２．挨拶 角村教育長 （教育長挨拶） ３．前回会議録の承認について 岡山次長 ありがとうございました。次に、令和８年第８回定例会の会議録につきましては、８月１０日に送付しております。前もって御確認いただいていると思いますが、何か訂正なり、御意見がありますでしょうか。	

教育委員

(特になし)

岡山次長

ないようですので、第8回定例会会議録の署名については、川野委員、岸本委員にお願いいたします。

4. 会議録署名委員の指名について

岡山次長

それでは、本日の会議録署名委員の指名に移らせていただきます。

角村教育長

本日の会議録署名委員には、岸本委員、久保委員にお願いいたします。

5. 教育長月間活動報告

岡山次長

それでは、角村教育長から月間活動報告をお願いします。

角村教育長

(資料に基づいて説明)

岡山次長

教育長月間活動報告について、何か御質問はございませんか。

教育委員

(特になし)

岡山次長

それでは、ないようでございますので、これからの会議の進行については、角村教育長でお願いします。

6. 議事

角村教育長

それでは、失礼します。ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事

務局職員の発言は挙手により、私から指名しますので、その後、発言をお願いします。

それでは、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りいたします。

「6 議事」中、議案第24号「令和9年度使用淡路市教科用図書の採択の件」につきましては、令和7年3月27日付け文科省初等中等教育局通知において、採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保や、自由かつ適当な意見交換を図る観点から、会議規則第7条第1項第7号に規定する「前各号に掲げるもののほか、会議の公開が不適當である事件」として、非公開が適當と考えます。この取扱いについては、淡路教育事務所の意見交換の中で、淡路地区一律で非公開の取扱とする方向で情報共有しているところです。

また、議案第25号「教育委員会の所属職員の任免の件」につきましては、会議規則第7条第1項第1号に規定する「非公開とすることができる人事関係案件」に当たります。職員の任免を適切に取り扱うための準備段階の情報であり、正式に発令されるまでの間は、非公開の取扱いが適當と考えます。

続いて、議案第26号「教育に関する議案に係る意見聴取の件」につきましては、会議規則第7条第1項第4号に規定する「非公開とすることができる教育予算その他市議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件」に当たります。これは、9月に招集される第123回淡路市議会定例会において、審議に付される議決事件に関するものであり、現時点においては、市議会議員に事件内容が説明されておらず、市議会での円滑な審議に資する観点から、先ほど説明した会議規則の関係規定に基づき、非公開の取扱いが適當と考えます。

ついては、議案第24号、第25号及び第26号については、非公開の取扱いとしてよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手願います。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、非公開と決定します。

本日の会議は、公開案件を先に審議し、全て終了後に、非公開の案件の審議を行い、閉会という流れで進めたいと思います。

角村教育長

最初に、議案第23号「令和8年度（令和7年度対象）淡路市教育委員会点検評価 報告書の件」について、事務局から説明してください。

岡山次長

それでは、議案第23号「令和8年度（令和7年度対象）淡路市教育委員会点検評価報告書の件」について、御説明させていただきます。

この案件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に規定する点検及び評価について、教育委員会の議決を得たいので議案上程するものでございます。

それでは、学校教育課から順に、御説明申し上げます。

橋ヶ迫課長

それでは、学校教育課所管分から、御説明させていただきます。

特別支援教育支援員配置事業については、小学校、中学校を合わせて32人を配置し、児童生徒一人一人の教育ニーズに応じた支援体制の構築に努めました。なお、令和7年度の特別支援学級在籍児童生徒数及び学級数は、4月時点で、小学校100人で23学級、中学校29人で9学級であり、毎年増加傾向にあります。

続いて、学校運営協議会の設置についてです。令和6年度に、北淡小学校に設置したことに加え、令和7年度から一宮小学校に設置しました。設置に当たっては、研修等の準備を行いました。なお、令和8年度は、新たに3校に設置しており、順次設置校を増やす計画としています。

次に、教育研究活動活性化事業「であいプロジェクト」と「ミライコネクトプロジェクト」についてです。これらは、令和6年度まで「あいプロジェクト」と「学びイノベーション事業」という名称で実施しておりましたが、それを踏襲し、より新しい学びができるようなものとしております。講師の招へいだけでなく、教職員が、主体的に先進校視察をできるように、支援体制を整えました。

以上で、学校教育課分の説明を終わらせていただきます。続いて、給食センター関係を御説明申し上げます。

藤永施設長

安全かつ安心できる学校給食を確立することを重点目標に掲げ、学校給食の地産地消の推進に取り組みました。

具体的には、約3,200食分を調理することから使用する食材が大量であるため、食材調達を工夫し、可能な限り地元産食材を使用することにより、

地産地消の推進を図り、金額ベースの地元産食材使用率も年々向上し、令和7年度では69.7パーセントとなりました。

また、食育の向上に向け、全て淡路市産食材を使用した給食「淡路市100%給食」を各学期に1回、年間で3回提供し、当日は学校に出向き、栄養教諭から淡路市産食材の素晴らしさを伝え、関心を高める授業を行い、食育の推進を図りました。

岡山次長

続いて、教育総務課所管分について、御説明させていただきます。

「教育振興事業」については、校務系システム及び教育系システムの保守及びリースを継続し、教職員の業務改善や充実した授業環境の整備を行いました。

また、「小中学校整備事業」では、「小学校遊具更新事業」を実施しました。老朽化している小学校運動場の遊具を、3か年計画で更新を行っており、令和7年度は、津名東小学校、学習小学校、浦小学校、石屋小学校の、4校の遊具を、全て更新しました。続いて、「部活動地域展開対応工事」ですが、令和8年8月から実施される休日の部活動地域展開に対応するため、中学校施設の改修を実施しました。主な内容として、一宮中学校倉庫トイレ等改修工事及び東浦中学校倉庫トイレ等改修工事です。

以上で、教育総務課分の説明を終わらせていただきます。

伊郷課長

続いて、スポーツ推進課所管分について、御説明させていただきます。

スポーツ活動を振興するという重点目標の下、地域に根ざすスポーツコミュニティ作りとして、スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携をし、多様なスポーツ活動の振興と普及に努め、各事業に取り組みました。

スポーツ表彰では、優秀な成績を収められた方に対して表彰を行っており、昨年は、55人の方を表彰しました。皆様が、スポーツに取り組むことに対して非常に積極的で、今後も、そのような環境整備に努めていきたいと考えております。

次に、淡路島内3市連携で実施をしている全淡スポーツ大会では、連帯意識の醸成と、交流を図ることを目的に、ソフトバレーとモルックの2種目を、洲本市で実施しました。

「市立プール利用支援事業」におきましては、市内の小中学生を対象に体力の向上を目的として、夏休み期間中に市内4か所のプールの無料利用券を発行し、プールの利用促進を図りました。その結果、4,208人の方に利

用いただくことができました。また、水泳を通して幅広い年代層の体力作りと健康増進のため、市内4か所のプール施設について、老朽化は否めないものの必要な修繕を加えながら、適正管理に努めております。

最後に、「スポーツ親善大使事業」については、淡路市にゆかりのあるトップ・アスリートの活動を通して、スポーツの魅力を発信するとともに、郷土への愛着とスポーツへの関心を高める目的のものです。現在、総合格闘家の住村竜市朗選手と、阪神タイガースの近本光司選手に委嘱をしております。昨年末も、近本選手が、自主トレーニングを公開したところ、市内外から多くの見学者が訪れ、市民のスポーツに対する関心を高めることができたと考えております。

今後も、市民が、スポーツを通して交流を図る機会や健康意識の向上につながるよう、各種団体等の調整や施設の維持管理に取り組んでいきたいと考えております。

以上で、スポーツ推進課分の説明を終わらせていただきます。

中村次長

続いて、社会教育課所管分について、御説明させていただきます。

人権教育については、「人権感覚に満ちた人づくりに努める」という目標を掲げ、地方自治法に基づき、教育委員会から市長部局への補助執行により、事業実施をしております。

まず、「人権啓発事業」としては、人権広報紙「まるごとじんけん」や人権文集「こころ」の編集及び発行を行い、また、市民の皆様や小・中・高校生から広く公募した人権啓発標語や、保育園児等から募集したイラストを印刷した啓発グッズを、様々なイベントで配布し、より人権について考える機会を増やすことができたと考えております。

淡路市人権教育研究協議会では、あらゆる差別意識の解消や人権感覚の醸成を図るため、各種団体から役員の方を選出し、市民講座の開催や各種大会への参加など、多くの市民の皆様への普及啓発活動に取り組んでいただきました。

続いて、生涯教育関係です。「生涯学習の機会・環境を充実させる」、「図書館のサービス体制を充実させる」という目標を掲げ、高齢者講座の運営等公民館での学習機会の充実や、図書館の運営を図りました。

公民館活動においては、受講生が主体となるように各種教室や講座を実施し、生涯学習の場として、生活の中に潤いと生きがいを提供することができました。また、高齢者講座についても、年間を通して仲間作りの輪を広げながら、生き生きと充実した生活を送り、充実した生活意識の確立や生きがい

を創造するための学習の機会を、提供しています。

図書館の運営は、「第2次淡路市図書館基本計画」に基づき、市民協働による図書館運営に取り組みました。従来の本の貸出しだけでなく、多様なサービス、地域情報の収集、保存、活用発信を行い、各種団体と連携を図りながら、多様なイベントや情報発信等地域活動の拠点となるよう努めております。

社会教育委員会では、社会教育に関する各種事業や施設について、市民のニーズの把握や更なる利便性の向上、機能強化により、サービスの充実について取り組んでいくために協議を行っております。

また、民法改正により成年年齢が引き下げられたことを受け、従来の成人式を、令和4年度から「二十歳の祝典」と名称変更をし、20歳を迎えた皆様を祝福する式典を、実行委員会が主体となり実施をすることができました。

青少年の健全育成につきましては、「青少年健全育成を市民ぐるみで推進する」という目標を掲げ、各種事業を実施しております。急激な少子化や核家族化の中で、「放課後子ども教室推進事業」や「地域学校協働本部推進事業」の役割は、非常に大きなものとなっています。今後も、学校と地域が連携をして協力していくことで、子どもが健やかに育むことができるよう、引き続き支援を行っていきたいと考えております。

「青少年センター管理運営事業」につきましては、複雑化する社会において、不登校児童生徒が抱える課題が多様化しており、それに対応する支援を、青少年センターで行っております。引き続き今後も、児童生徒に寄り添った支援を続けていきたいと考えております。

次に、PTA活動支援は、PTCA地域フォーラム及び青少年健全育成大会を、令和7年度も合同で開催しました。基調講演の実施や、青少年の取組事業として、未来へのダンスをテーマとしたダンスパフォーマンスを披露いただき、充実した内容で実施することができました。

続いて、芸術文化振興です。「芸術・文化活動を振興する」という目標を掲げ、「文化団体活動支援事業」や「文化ホール管理運営事業」等を行いました。文化協会を中心とした文化団体の活動を支援し、芸術文化の振興に寄与するように取り組んでいます。

文化ホールは、しづかホール及びサンシャインホールの運営について、指定管理者と協議を行いながら、市民の皆様が利用しやすいホールの運営に努めております。

文化財関係については、「文化財を適切に保存、積極的に活用する」という目標を掲げ、「埋蔵文化財調査事業」や「五斗長垣内遺跡保存活用事業」、「国

生み研究プロジェクト事業」、「野島断層保存活用事業」等を実施しました。中でも、舟木遺跡関連では、基礎資料となる植生調査を行い、整備に向けた計画を策定する検討会を設置し、専門家の意見を聞きながら、少しずつ進めているところです。

「野島断層保存活用事業」については、令和7年度から、新たに地震体験装置の運用を開始しています。今後も引き続き、文化財を活用した協働への理解促進や地域の活性を図るとともに、文化財保護のための埋蔵文化財発掘調査や市内に所在する指定文化財の適切な保存・管理を進めていきたいと考えています。

最後に、「放課後児童健全育成事業」です。本事業は、児童の健全育成を図るため家庭に代わる生活の場を確保し、保護者の仕事と子育ての両立に当たって支援体制の充実を図ることができました。特に、令和7年度から、延長保育を開始していますので、課題を整理して要綱等制定をし、今年度も延長保育に取り組んでおります。

以上で、社会教育課所管分の説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

岸本委員

「人権教育事業授業研究の実施」の中に、小学校低学年部会、中学年部会、高学年部会、中学校部会があり、各小学校のその地区の学年の先生が、学校の枠を越えて参加されていると思います。これは、44年前に、旧北淡町で始まった事業です。始まる前年に、差別落書事件があり、それを受けて、学校でも人権教育に力を入れなければならないという意識が生まれ、当時の先生方が始めたことが、旧北淡町における学年部会でした。こういった経緯で、各学校の壁を取り払って授業研究を進めてきたのですが、割と早い段階で他の町にも広がってゆき、各旧町で、この学年部会が始まったという経緯があります。

旧町が合併し、淡路市が発足したときに、この取組がどうなるか不安がありました。結果として、形は少し変わりましたが、現在も脈々と続いています。これほど長い間、授業研究をずっと同じような形で続けているということは、全国的に見ても多くないようで、続けていただいている努力に対し、敬意を表したいと思います。是非、これからも続けていただければと思います。

橋ヶ迫課長

私自身も、この研究授業に参加したり、発表したりしたことがあります。委員がおっしゃるように、学校を越えて行うということも、非常に意味のあることだと思います。学校内でも様々な研修を行うのですが、学校を越えて研修を行う機会はそれほど多くありませんので、意義があると思います。

また、この人権に関するテーマは、諸先輩方から脈々と受け継がれてきたものであり、今後も課題として残っていくのだらうと思います。もちろん、新しい人権課題についても出てきており、この課題に対する対応についても、進んでいるところです。一番根本となる課題から新たな課題まで、引き続き進めていかなければならないと考えています。

山本部長

校種を越えて授業見学に行くという交流も行っております。授業のスキル等参考になることが多く、非常に意義のあるものと考えています。

人権に関する課題は、現在、非常に多岐にわたっています。研修を行う中で、たくさんの情報や視点を得る機会にもなっておりますので、研修の意味合いや人権課題を再認識する研修となっています。

丹野委員

「特別支援教育支援員の配置事業」についてですが、特別な支援を要する児童生徒に対して、支援員をどのように配置するか決まりはありますか。支援の内容によって、配置が必要な人数が変わったりするのでしょうか。

橋ヶ迫課長

一人一人の状況が大きく異なりますので、明確な基準はなく、学校から提供のあった情報により判断しているところです。支援員が、ほとんどずっと付き添っていないと安全が確保できないような児童生徒が入学してくる場合は、追加で配置することもありますし、卒業していく子もいるので、ニーズを把握し、全体を見ながら調整し、配置しています。

丹野委員

一人一人の支援内容が違う中で、柔軟に対応していただいているということで、安心しました。

久保委員

「青少年センター管理運営事業」についてですが、登録者11人のうち、

通所者が9人とありますが、以前に比べて非常に少ないと思います。以前は、20人以上おり、特に中学生が多かったと記憶しています。減っているということは、各学校内にサポートルームができたことも関係していると思うのですが、青少年センターに行けない子というのは、学校に通うことも難しいので、サポートルームがあるけれども、学校に行けない子は、小中学校でもそれなりにいるのではないかと思います。そういった子どもさんが青少年センターに来て、学校に復帰したり進学したりしている実績があるのですから、9人しか通っていないという現状は、学校やサポートルーム、保護者へのPR等に工夫が必要ではないかと思います。

中村次長

青少年センター長は、こまめに学校に訪問して、サポートルームを含めて連携を取っていただいています。また、電話も含めて直接青少年センターへお問い合わせや相談が毎日のようにあり、その子を取り巻く状況の確認に取り組んでいただいております。

利用する人数は、少ない方が良いのではないかと考えもありますが、学校と連携して、青少年センターへの相談や通所について、方法を考えながら周知していきたいと考えています。

川野委員

校内サポートルームを利用している子と、青少年センターを利用している子について、人数等関連性はありますか。

橋ヶ迫課長

学校そのものに行きづらい子どもさんが、青少年センターに通所しているケースが多いかと思うので、サポートルームの有無と、青少年センターの利用者数の減少には、直接の関連性はないのではと考えています。

青少年センターでは、受け入れに当たっては学校と綿密に連携をしていたいただいているところですが、物理的な通いづらさがあるのではないかと思います。例えば、保護者の送迎がどうしても必要になるので、それができない場合もあります。ほかには、分室によっては中学生が多い中で、小学生が混ざって行きにくく、利用しづらいというケースもあると聞いています。

岸本委員

「自然学校推進事業」や「トライやる・ウィーク事業」についてですが、これらは、兵庫県独自の体験学習として行っているものですが、現代の子は、

昔の子と比べて、いろいろなことが便利になって、我慢をする機会が少なくなってしまうのではないかと思います。また、粘り強さも少なくなっているのではないかと思います。これは、子どもの責任ではなく、社会がより便利な方へ、時短という大きな流れの環境の中で育っているからだと考えています。そういった意味では、この体験学習の中で、我慢をしたり粘り強く活動したり、物事を乗り越えるという体験をさせるということが、非常に有益ではないかと思います。是非、この体験学習の充実をめざしてもらいたいと思います。

我慢や粘り、乗り越えるということが一番身に付くのは、授業ではないかとも思います。幸い、淡路市では、「であいプロジェクト」や「ミライコネクトプロジェクト」があるので、各学校へ行き渡りやすい環境があります。そういったことと体験学習を組み合わせ、我慢強さや粘り強さ、乗り越える力といった「見えない学力」の部分を意識して進めていただきたいと思います。

橋ヶ迫課長

各学校においても、その点は課題に感じているところです。粘り強く取り組むということは、体験活動でもそうですが、やはり、日常の積み重ねが非常に大切になってくるので、日常の中にそのような課題を含みながら対応しているのではないかと思います。しかし、良い意味でも、子どもたちのストレスを少なくするということが、世の中が向いている方向であるので、誰かに頼る力も大切なことですが、自ら解決する力、自分で気が付いて乗り越えていく力もバランス良く身に付けていくことを忘れてはならないと思います。

丹野委員

「地域に学ぶトライやる・ウィーク事業」ですが、私の子どもたちも、この事業で体験したことが、高校生や大学生になった今でも思い返して話すくらい、印象に残っているようで、とても良い体験事業だと思います。

私の出身地には、このような事業がなく、別の制度を使って自分の興味がある分野の職業体験をさせてもらいました。それが、兵庫県では、みんなが体験できるという、とても素敵な環境にあると思います。そして、働いてくれる人がいるから、誰もが学校生活を過ごせたり遊んだりすることができるということを、感じるができますし、日常の「当たり前」が、こうやって働いている人たちによって支えられているということを、自分で体験できるととても良い体験だと思いますので、ずっと続けていただきたいと思います。

す。

橋ヶ迫課長

「地域に学ぶトライやる・ウィーク事業」ですが、令和7年度の受入事業者数が222か所と増加傾向にあります。これは、特に地域の御協力がないと実施できない事業ですので、淡路市の地域力を感じる事業の一つであると感じています。教員も、地域のたくさんの事業所を回ってお願いをするなど、かなり努力して参加事業所を広げているところです。コミュニティ・スクールの設置も、徐々に進んでいるところであり、これを通して学校のことを分かっていたら、地域とよりつながっていくと、「トライやる・ウィーク事業」もより充実していくのではないかと期待しています。

岸本委員

「図書館のサービス体制を充実させる」という重点事業についてですが、個人的に図書館が好きで、よく図書館に行っています。津名図書館でも東浦図書館でもいろいろな事業を実施されていたり、資料の充実感もあり、楽しさを感じる事が非常に多いと感じています。もしかすると、地域部活動なども関係して、中学生が図書館に行く機会が増えるかもしれませんので、そういった世代向けの事業も、引き続き充実させていただければと思います。

嶋根館長

従来から、図書館においていろいろな各種イベントを実施させていただき、多くの方に御参加いただいているところです。特に、ものづくりの事業の人气があり、講座数も増やしています。

委員から御意見をいただきました中学生向けイベントですが、東浦図書館において、「英語を話してみよう」というイベントを実施する予定です。全世代を対象としていますが、できれば、中学生や高校生で英語に興味があり、英語で人と話すことに興味のある方に参加いただければと考えています。これは、今回が初めてのイベントですので、様子を見ながら実施していきたいと思っています。

今後も、御意見をいただきながら、その声を反映したイベントを積極的に実施していきたいと考えております。

角村教育長

ほかにはないので、採決に移ります。議案第23号「令和8年度（令和7年度対象）淡路市教育委員会点検評価報告書の件」について、原案のと

おり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

公開議事が終わりましたので、続いて協議・報告事項へ移ります。資料No. 18「淡路市公の施設に係る指定管理者の評価」について、事務局から説明してください。

中村次長

それでは、資料No. 18「淡路市公の施設に係る指定管理者の評価」について、御説明させていただきます。

令和8年7月16日木曜日に、中浜稔猫美術館、陶芸館、しづかホール及びサンシャインホールに係る指定管理者評価審議会を開催しました。

最初に、中浜稔猫美術館及び陶芸館については、両施設を一括して同一の指定管理者に管理運営を委託しています。指定管理事業者は、舞鶴トレード株式会社です。まず、昨年度の実績ですが、中浜稔猫美術館の入館者数は8,090人であり、陶芸館の入館者数は8,039人で、いずれも昨年度より増加しています。審議会では、最初に指定管理者から、猫美術館及び陶芸館それぞれの自己評価を説明いただき、続いて担当部局から所管評価を行いました。所管評価の内容は、両館とも適正に管理されており、来館者数の増加や今期の継続した普及啓発が、成果として表れていることについて評価をしております。その後、所管課の評価と質疑応答を基に、審議会委員の皆様へ評価をいただきました。令和7年度の評価としては、S、A、B、Cの4段階評価のうちA評価となり、総合評価として適正に管理運営が行われている結果となりました。審議会においていただいた課題、改善点としては、「中浜氏との連携を継続し、利用者や関係者の声を聞き、運営に反映させること。」、「利用者数の伸びが停滞しているため、利用促進に向けた改善策を検討すること。」、「「東浦焼き」のブランド化や焼き物の名所のPR方法について、所管課と協力し、認知度向上に努めること。」及び「市民の利用促進に向けた改善策を検討すること。」の4点が挙げられました。

続いて、しづかホールです。しづかホールの指定管理者は、神戸国際ステージサービス株式会社です。昨年度の利用者数は、4万2,138人で、14件の自主事業を開催しております。こちらも同様に、最初に指定管理者か

らの説明があり、次に、所管課からの評価説明を行いました。審議会委員からは、物価高騰による運営の影響や市民の利用促進、前年度からの検討事項でもあった図書館との連携事業について、確認や意見がありました。その後、所管課からの評価や質疑応答を基に、総合評価Aで、適正に管理運営がされているという評価となりました。課題点及び改善点については、「地域の文化拠点として、子どもをはじめ地域住民の皆様に親しまれる施設運営に努めること。」「管理運営における創意工夫を継続し、稼働率や収益性を更に向上させる取組に努めること。」の2点を、本年度の課題としていただきました。

最後に、サンシャインホールです。サンシャインホールの指定管理者も、神戸国際ステージサービス株式会社です。昨年度の利用者数は、1万3,784人で、自主事業を9件開催しており、前年を上回っています。指定管理者からの自己評価の説明を受け、所管課の評価説明を行いました。その後、質疑応答等を受け、審議会委員からの総合評価としては、総合評価Aで、適正に管理運営がされている評価となりました。審議会で挙げられた課題点及び改善点は、「阪神間に近い立地を生かした事業展開や、広域からの利用促進に取り組むこと。」「新たな事業を継続、充実させ、地域に親しまれる文化施設として役割を維持発展させること。」の2点を、今年度の課題としていただきました。

評価の結果については、審議会会長から教育長宛てに通知があり、指定管理者に対し、今後の評価結果を通知するとともに、課題に対して今後に向けた取組計画を提出いただくよう依頼しております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.18「淡路市公の施設に係る指定管理者の評価について（中浜稔猫美術館・陶芸館・しづかホール・サンシャインホール）」について、報告を終わります。

続いて、資料No.19「淡路市立図書館の臨時休館」について、事務局から説明をしてください。

嶋根次長

それでは、資料№.19「淡路市立図書館の臨時休館」について、御説明させていただきます。

本市の図書館は、土曜日、日曜日及び祝日は開館日であり、職員の週休日については、休館日である木曜日のほかに、任意で週休日を定めるシフト制による勤務体制を取っております。また、祝日の翌日についても、淡路市立図書館設置条例の規定に基づき、休館日としております。これらによって、職員の週休2日を確保できるように努めているところです。

しかしながら、本年9月20日日曜日から26日土曜日の週においては、祝日の日数が多くなるため、通常の休館日の取扱いでは、職員の週休2日を確保することが困難となります。そのため、淡路市立図書館設置条例第6条第2項の規定に基づき、津名図書館及び東浦図書館において、令和8年9月25日金曜日を臨時に休館することにより、適切な図書館運営と労働環境の維持を図ることとします。

なお、この臨時休館の周知については、淡路市ホームページ、図書館SNSへの掲載、図書館内への掲示等により行う予定です。

以上で、報告を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

角村教育長

この取扱いは、過去にも行ったことはありますか。

嶋根館長

同様の取扱いを行ったことはありません。

角村教育長

ほかにはないので、資料№.19「淡路市立図書館の臨時休館」について、報告を終わります。

続いて、資料№.20「淡路市立北淡温水プールの臨時休館」について、事務局から説明してください。

伊郷課長

それでは、資料№.20「淡路市立北淡温水プールの臨時休館」について、御説明させていただきます。

本件については、本年8月7日付けで北淡温水プールを臨時休館する旨を告示しました。休館の理由は、8月5日水曜日に北淡温水プール機械室内に設置している低圧LCユニットが、老朽化により故障したことが判明し、設備の確認の結果、施設の修繕と安全調査を行った上で、施設を再開することが望ましいと判断したためです。

臨時休館については、淡路市ホームページや施設入口への掲示、指定管理者のSNS等により周知しました。

その後の対応として、8月9日日曜日に電気保安管理事業者により、修繕を実施し、試運転を行って安全が確保されたことを確認できたため、8月11日火曜日より営業を再開しております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、資料No.20「淡路市立北淡温水プールの臨時休館」について、協議を終わります。

公開案件の、協議・報告事項については、終了いたしました。

それでは、行事予定及び後援名義報告については、お配りしている資料のとおりです。この部分について、御質問はございませんか。

久保委員

「AWAJIN Fes 2026」というイベントは、どのようなものですか。また、会場となっている「AWAJI EARTH MUSEUM」という施設は、どのような施設ですか。

稲家特命参事

「AWAJI EARTH MUSEUM」は、北淡震災記念公園内にあります。野島断層保存館の隣に、かつて物産館がありましたが、これを民間企業に売却し、その企業が観光施設としてオープンした施設です。

岸本委員

このイベントは、過去にも行っているもので、何度か参加したことがあります。北淡震災記念公園の中の物産館は、かつて食事ができるレストランや、土産物を販売する売店がありました。それを、買い取った企業が、ライブ等のイベントを行えるように改装した施設だと記憶しています。

事務局

「あ わ じ ん ふ え すAWAJI IN Fes 2026」については、淡路島で活動する音楽家が集まって、そこで交流と発信を行う文化交流イベントです。

久保委員

「あ わ じ あ ー す み ゅ ー じ あ むAWAJI EARTH MUSEUM」は、「ミュージアム」という名前がついているようですが、展示等を行っているのですか。

伊郷課長

この施設は、企業誘致により、レストラン等施設を民間企業に売却しましたものです。売却に当たって、その企業が提案してきた事業により、施設名を「あ わ じ あ ー す み ゅ ー じ あ むAWAJI EARTH MUSEUM」と名付けたものです。

売却の際に、野島断層保存館との連携を図ることを目的としていたので、震災に関係した防災物品の展示等防災関連の展示や販売を行っています。以前、レストランだった部分についても、子どもたちが工作等を体験できる施設に改装されています。

野島断層保存館やセミナーハウスと連携する施設とし、自然を大切にするというコンセプトから、このような名前を付けたと考えられます。

角村教育長

ほかにはないので、続いて、事務局から報告がありましたらお願いいたします。

山本部長

それでは、第122回淡路市議会臨時会における総務文教常任委員会及び補正予算審査特別委員会のうち、教育部所管分のものを、御報告させていただきます。

淡路市学校事故調査委員会設置条例の制定、淡路市いじめ問題調査委員会条例の一部改正、そして、市内中学校で生徒が亡くなった事案に関して詳細調査を行うための第三者委員会設置に向けての補正予算計上について、8月臨時会に上程し、関係議案は8月10日可決されました。以上、御報告させ

ていただきます。

角村教育長

事務局から、報告がありました。この件について、何か御意見や御質問等ありますか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、以上で、公開案件を終了します。

ここからは、非公開案件となります。事務局で、対応をお願いします。

角村教育長

それでは、議事案件から審議を行います。

議案第24号「令和9年度使用淡路市教科用図書の採択の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第24号「令和9年度使用淡路市教科用図書の採択の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 25 号「教育委員会の所属職員の任免の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第 25 号「教育委員会職員の任免の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

それでは、議案第 26 号「教育に関する議案に係る意見聴取の件」について、審議を行います。今回は、事務局からの説明後、案件ごとに分離して質疑及び採決を行います。最初に、「(1) 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年淡路市条例第 43 号)の一部を改正する条例制定の件」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第２６号のうち「（１）淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

（全員挙手）

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第２６号のうち「（２）淡路市特定奨学等基金条例（平成２１年淡路市条例第６号）の一部を改正する条例制定の件」について、事務局から説明してください。

事務局

（説明）

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

（特になし）

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第２６号のうち「（２）淡路市特定奨学等基金条例の一部を改正する条例制定の件」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

（全員挙手）

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第２６号のうち「（３）令和８年度淡路市一般会計補正予算

(第3号)」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第26号のうち「(3) 令和8年度淡路市一般会計補正予算(第3号)」について、原案のとおり承認する方は、挙手をお願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

続いて、議案第26号のうち「(4) 令和7年度淡路市一般会計決算」について、事務局から説明してください。

事務局

(説明)

角村教育長

事務局からの説明が終わりました。御質問は、ございませんか。

教育委員

(特になし)

角村教育長

ないようですので、採決に移ります。議案第26号のうち「(4) 令和7年度淡路市一般会計決算認定」について、原案のとおり承認する方は、挙手を

お願いします。

教育委員

(全員挙手)

角村教育長

挙手全員です。よって、原案のとおり承認されました。

非公開の議事が終了しました。これより公開としますので、事務局で対応してください。

角村教育長

それでは、次回委員会の開催日を決定したいと思います。事務局案といたしましては、9月28日(月)午後2時30分から淡路市役所本庁舎2号館3階大会議室4,5を考えていますので、よろしくお願いします。それでは、閉会のことばを、岸本教育長職務代理者をお願いいたします。

7. 閉 会

岸本教育長職務代理者

(挨拶)

岡山次長

本日は、誠にありがとうございました。